

令和5年5月24日

奈良県議会議長

岩田 国夫 殿

氏名 佐藤 光紀

令和5年度4月分政務活動費に係る収支報告書について

奈良県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の
規定に基づき、別紙のとおり令和5年度4月分政務活動費収支報告書を
提出します。



令和5年度4月分政務活動費収支報告書

会派名 佐藤 光紀

1. 収 入

政務活動費 280,000 円

2. 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広報広聴費	48,395	チラシ新聞折込代等
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	2,100	新聞代
事 務 所 費	84,709	事務所賃借料、駐車場代
事 務 費	5,494	事務用品、コピー代等
人 件 費	139,302	事務員給料
合 計	280,000	

3. 残 余

0 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

会計帳簿

会派・議員名 佐藤光紀

(単位：円)

年月日	領収書等 発着番号	具体的内容・用途	収入額	支出額	按分率 (%)	政治活動費 充当額	使途項目 (充当の内訳)								
							調査研究費	研修費	広報広報費	印刷費等事務費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費
R5.4.1	1	コピー機リース代 4月分		2,310	50	1,155								1,155	
R5.4.1	2	ホームページサーバー維持費 4月分		459	50	229	229								
R5.4.1	3	事務所セコム代 4月分		7,700	50	3,850						3,850			
R5.4.10	4	ラミネート用フィルム A3サイズ		2,508	50	1,254								1,254	
R5.4.14	5	黒マジックペン他 事務用品一式		440	50	220								220	
R5.4.17	6	事務所1階電気代 4月分		11,166	50	5,593						5,593			
R5.4.17	7	事務所2階電気代 4月分		960	50	480						480			
R5.4.19		政治活動費(4月分)入金	280,000												
R5.4.20	8	クリアファイル		220	50	110								110	
R5.4.25	9	プロバイダー・電話代 3月分		5,511	50	2,755								2,755	
R5.4.28	10	毎日新聞 4月分		4,200	50	2,100					2,100				
R5.4.28	11	令和5年番号らしし 新聞折込代 28,250部		96,332	50	48,166	48,166								
R5.4.28	12	事務所賃借料 5月分・水運代3~4月分		104,572	50	52,286						52,286			
R5.4.28	13	事務所駐車場代 5月分		45,000	50	22,500						22,500			
R5.4.28	14	事務所ストップ給料 4月分		120,782	50	60,391								60,391	
R5.4.28	15	事務員給料 4月分		112,575	50	56,287								56,287	
R5.4.28	16	事務員給料 4月分		45,248	50	22,624								22,624	
月計		差引残高 (収入 - 政治活動費充当額)	280,000	560,003		280,000	48,395			2,100	84,709	5,494		139,302	
累計		差引残高 (収入 - 政治活動費充当額)	280,000	560,003		280,000	48,395		2,100	84,709	5,494		139,302		

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ <u>事務費</u> ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					事務所費と同率按分
1	4/1	2,310	50	1,155	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

04-06-03 口座振替 27,720円 3P-PAイ付入

普通預金通帳 政

佐藤 光紀 様

店番 XXXXXXXXXX 口座番号 XXXXXXXXXX

エコー機リース代(年払い)のうち

R5.4月分

$27,720円 \div 12 = 2,310円$

残りはR4年度に充当済み

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費
広聴広報費	要請陳情等活動費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動とその他活動で按分
2	4/1	459	50	229	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容 振替振込 取扱店 782 ご利用年月日 05-01-24

お取引銀行 0162 お取引店 口座番号

お取引 1万円(枠) 5千円(枠) 千円(枠) 硬貨円
現金内訳 *** ** * *

お取扱時分 14:00 お取引金額 ¥5,238 手数料 ¥275

残高 * おつり *

銀行使用欄

0148

ご案内またはお振込内容

三井住友銀行

サクラインターネット (カ サマ)

サトウ ミツノリ サマ

ご
受
取
人

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

172-107 403 806×6×1,000 HFP

ホームページサーバー維持費
(年間)

のうち、4月分

5513円 ÷ 12ヶ月 = 459円

表示日時: 2023年04月11日 20:53:00

〒630-0201
奈良県生駒市小明町556-3
佐藤 光紀 様



〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目12番12号
東京建物梅田ビル11階

請求書

2023年01月10日発行
請求書番号:28204617
会員ID: [REDACTED]

ご請求金額

¥5,238-

お支払期限:2023年01月31日

サービスコード	品名	支払区分	単価	数量	金額	備考
113100089483	さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料(2023/02/01-2024/01/31) [wheatcoyote6.sakura.ne.jp]	12ヶ月一括	5,238	1	5,238	税込み

小計 5,238
(内消費税額 10% 476)
繰越額 0
合計 5,238

お振込先

三井住友銀行

口座名義 さくらインターネット株式会社

※ 恐れ入りますが、振り込み手数料はご負担願います。
※ 請求書払いをご選択の方へ、払込取扱表を添付した請求書（書面）を郵送しております。

備考

- 重複したお支払いにご注意ください。

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
3	4/1	7700	50	3,850	事務所賃借料と同率按分

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収証

佐藤 光紀
奈良県議会議員 佐藤光紀事務所 様

領収証番号 2300236924

領収金額	¥23,100
領収日	2023年01月31日

セコム株式会社



上記金額を領収いたしました。
詳細については明細をご確認ください。

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

通信欄

契約コード	ご契約対象/ご請求内容	[明細]				
		発生日/対象期間	本体価格	税額	合計金額	
NM718385	奈良県議会議員 佐藤光紀事務所 様 ご契約料	2023/02/01~2023/04/30	¥21,000	¥2,100	¥23,100	
0002177 001/001 208AKF10002177#			(合計金額)	¥21,000	¥2,100	¥23,100

事務所セコム代 23,100円(3ヶ月分).のうち R5.4月分は
23,100円 ÷ 3 = 7,700円

残りはR4年度に充当済み

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					事務所費と同率按分
4	4/10	2508	50	1254	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

領収証
コーナン

ラミネーター用フィルム A3 サイズ

生駒店
コーナン商事株式会社
大阪府堺市西区鳳東町4-401-1
電話番号:0743-73-8657
2023年04月10日(月) 12:12
レシートNo. (0060)001-50260-01313
担当者:(0952267)ヨシモト

お買い上げ商品の返品・交換は、
必ずこの領収証をご持参のうえ
2週間以内にお願いたします。
(一部商品につきましては、除外
させていただきます。)

#014 JAN4522831726097
ラミネーター用フィルム A3
2,508円内

小計金額 ¥2,508

内税小計	1	¥2,508
合計	1	¥2,508
(10%対象)	1	¥2,508)
(10%対象消費税)		¥228)

現金 ¥2,508

預り金 ¥10,010
お釣り ¥7,502

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
5	4/14	440	50	220	事務所費と同率按分

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)



領収書

ヒルスアップ生駒店 2471
 TEL0743-61-5338 レジ1 41327
 2023/04/14(金) 16:53
 マキ-極細 黒 100
 A4 クリアホルダー-12P 200
 A4ポケット式ファイル32PCG370外 100
 小計 4点 400
 消費税 40
合計 ¥440
 10%対象 440(内 税額 40)
 お預り ¥1,040
 お釣り ¥600

黒マジックペン 1個
 クリアホルダー 2個
 ポケットファイル 1個



領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					事務所賃借料と同率按分
6	4/17	11,186	50	5593	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

普通預金通帳 政

佐藤 光紀 様

店番 XXXXXXXXXX 口座番号 XXXXXXXXXX

05-04-17 電気 11,186 4角

事務所1階電気代 4月分

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

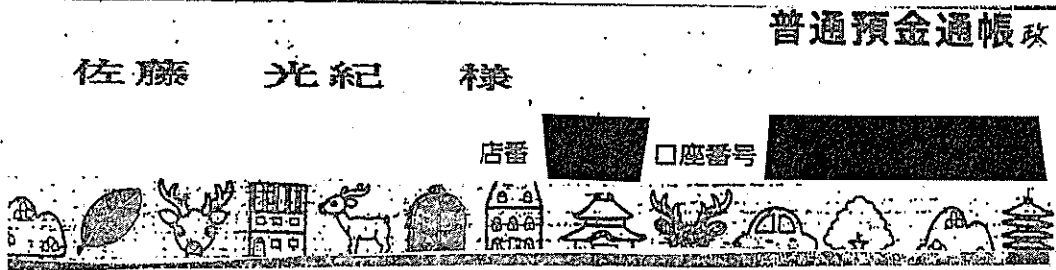
【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					事務所賃借料と同率按分
7	4/17	960	50	480	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)



05-04-17 電気

960 4000

事務所2階 電気代 4月分

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
8	4/20	220	50	110	事務所費と同率按分

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)



クリアファイル 2個

毎度ありがとうございます
株式会社キャンドウ
近鉄生駒店

TEL: 0743-73-0103

2023年 4月20日(木) 15:01 No:0002

4934297002811

#A4クリアファイル 40P C
外 ¥100

4934297003757

#サイドインクリアファイルA4
外 ¥100

小計		¥200
10%税対象額	10.00%	¥200
10%税合計	10.00%	¥20
合計		¥220
(内消費税等)		¥20

お預り ¥520
(消費税等 ¥20)

お釣り ¥300



a2023042000026872a

「軽」は軽減税率(8%)適応商品

従業員:00252921:252921

取引No6872 2点買

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					事務所費と同率按分
9	4/25	5511	50	2,755	


※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

普通預金通帳 政

佐藤 光紀 様

店番 XXXXXXXXXX 口座番号 XXXXXXXXXX



05-04-25 口座振替 5,511 キンテツケ-アールネット

70バスター、電話w 3月分

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
10	4/28	4,200	50	2,100	政治活動と後援会費で按分

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

MAINICHI 領収証

2023年04月分

No. 2- 30-0014-015

小明町556-3 1コーボりおか

佐藤みつのり事務所様

銘	柄	部	金額
毎日新聞朝刊	※	1	4,200
合計			¥ 4,200
※は軽減税率対象品目			

お知らせ

毎度ご購入有難うございます。
上記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,200(消費税 ¥311)

4/28

毎日新聞 生駒北販売所
〒630-0213
生駒市東生駒1-355
TEL: 0743-74-7077



毎日新聞 4月分

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					ちらし掲載面積で按分
11	4/28	96332	50	48166	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日
振替振込予約	782	05-04-27
お取引銀行	お取引店	口座番号
0162		
お取引 1万円(1万円未満は千円単位) 概算		
現金内訳	*** ** *	*
お取扱時分	お取引金額	手数料
17:31	¥96,332	¥0
残高		おつり
	*	*

令和5年春号ちらし
新南折込代
28250円

銀行使用済

0345 お振込日 5年 4月28日

ご案内またはお振込内容

南都銀行

サツケイコウコク(カ) ナラツツヤ サマ

サトウ ミツノリ サマ

1772-107 409 865x6x1,000 KCS

裏面のご案内もあわせてご覧ください。南都銀行

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
12	4/28	104,572	50	52,286	①事務所賃借料・・・時間按分 ②水道代・・・事務所賃借料と同率按分

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日
振替振込予約	782	05-04-27
お取引銀行	お取引店	口座番号
0162		
お取引	1万円位	5千円位
現金内訳	***	***
お取扱時分	お取引金額	手数料
17:12	¥104,572	¥0
残高		おつり
	*	*

○事務所賃借料5月分、99,000円
○水道代3~4月分 5,572円

銀行使用済
0401 お振込日 5年 4月28日
ご案内またはお振込内容

南都銀行
モリオカ タケツ サマ
サトウ ミツノリ サマ
ご依頼人
裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

409 865×6×1,000 KCS
E72-107

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ <u>事務所費</u> ・ 事務費 ・ 人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					事務所賃借料と同率按分
13	4/28	45,000	50	22,500	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきましてありがとうございます。

事務所馬場町
5月分

お取引内容	取扱店	ご利用年月日
振替振込予約	782	05-04-27
お取引銀行	お取引店	口座番号
0162		
お取引 (万円: 5千円: 千円: 硬貨円)		
現金内訳 *** ** * *		
お取扱時分	お取引金額	手数料
17:13	¥45,000	¥0
残高		おつり
	*	*

銀行使用欄
0405 お振込日 5年 4月28日

ご案内またはお振込内容
南都銀行
チヨウツヤツ ヨウセンヨウ
イコマヒ ルサービ ス(カ サマ
ミツノリ サマ
裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

E72-107 400 888×6×1,000 MCS

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

用途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
14	4/28	120,782	50	60,391	政治活動と後援会費で按分

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

領 収 証

佐藤事務所 様

令和5年 4月 28日



但 スタッフ給料として(4月)
上記正に領収いたしました

雇用保険 1110円
所得税 4200円 控除

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
10%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8%	消費税額等

登録番号

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日
振替振込予約	782	05-04-27
お取引銀行	お取引店	口座番号
0162		
お取引 (万円) (円) (円) (千円) (円)	硬貨	
現金内訳	***	***
お振替時分	お取引金額	手数料
17:21	¥179,690	¥0
残高		おつり
		*

銀行使用欄
0417 お振込日 5年 4月28日
ご案内またはお振込内容
南都銀行
サトウ ミツノリ サマ
ご依頼人
裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

事務所スタッフ給料 4月分
元当額が収入額を越えざる為、上記金額を充当

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

用途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
					政治活動と後援会費で按分
15	4/28	112,575	50	56,287	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

領 収 証

佐藤事務所様 2023年4月28日

★ 7112,575

但 事務員給料 4月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
10%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8%	消費税額等

雇用保険 675円 所得税 1340円 控除

登録番号

事務員給料 4月分

NANTO BANK カードサービスご利用明細

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日
振替振込予約	782	05-04-27
お取引銀行	お取引店	口座番号
0162		
お取引 (万円) (千円) (円) (銭)	振替	
現金内訳	*** ** *	*
お取引時分	お取引金額	手数料
17:22	¥110,560	¥0
残高		おつり
	*	*

銀行使用欄

0421 お振込日 5年 4月28日

ご案内またはお振込内容

南都銀行

ごサトウ ミツノリ サマ

ご依頼人

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

領収書等添付用紙

会派・議員名 佐藤光紀

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政治活動と後援会費で按分
16	4/28	45,248	50	22,624	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきましてありがとうございます。

事務員給料 4月分

お取引内容	取振店	ご利用年月日
振替振込予約	782	05-04-27
お取引銀行	お取引店	口座番号
0162		
お取引	1万円(枚)	5千円(枚)
現金内訳	***	***
お取扱時分	お取引金額	手数料
17:23	¥45,248	¥0
残高		おつり
	*	*

銀行使用済

0425 お振込日 5年 4月28日

ご案内またはお振込内容

南都銀行

サトウ ミツノリ サマ

ご依頼人

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

172-107 409 855x8x1.000 KCS

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和5年4月1日				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 1/2 按分				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー維持費	さくらインターネット	459 円	R5年4月分	2
※50%充当 合計 459 円×50%=229 円					
備考	ホームページアドレス： https://mitsunori-sato.com/ 添付資料 ・ さくらインターネット契約 支払い明細				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

From

To

受信日時 2022/01/10 月 10:55

[さくらインターネット] 《ご請求書》 契約更新費用についてのお知らせ

佐藤 光紀 様

さくらインターネットをご利用いただき誠にありがとうございます。

ご契約いただいておりますサービスの継続利用料金について、以下のとおりご請求申し上げます。

下記ご請求書の内容を確認いただき、期限までにお支払いいただきますようお願い申し上げます。

◆◆◆ ご請求書 ◆◆◆

ご請求日 2022年01月10日
お支払期限 2022年01月31日

ご請求先 佐藤 光紀 様
会員ID [REDACTED]
請求書番号 25735960
ご請求金額 5238 円 (消費税含)

・ご請求金額の内訳は、以下会員メニューよりご確認ください。

▼会員メニュー 請求明細情報

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B2010&billno=25735960>
ログインには、会員IDと会員メニューパスワードが必要です。

※上記URLへアクセス後、手続き欄の「請求書印刷」ボタンより請求書の印刷が可能です。

■「銀行振込」にてお支払いの場合

以下振込先へお振込みをお願いいたします。

振込先口座：三井住友銀行 [REDACTED]
口座名義：サクラインターネット (カ)

※ 振込手数料はお客様負担となります。

銀行振込時の注意事項については下記URLにてご確認ください。

▼銀行振込みについて

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/115000041561>

弊社にてお支払いの確認後1~2時間程度(※)で、以下件名のメールを送信いたします。

件名：[さくらインターネット] お支払い確認のご連絡

※ 23時以降に弊社でお支払いを確認した場合、翌朝8時以降にメールを送信いたします。

■「クレジットカード」にてお支払いの場合

本請求は、会員メニューからクレジットカード決済でお支払いできます。決済手順は、以下マニュアルをご参照ください。

▼クレジットカード決済について(即時決済)

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052802>

◆◆◆ ご確認ください ◆◆◆

※ 前払いサービスのうち、解約手続きが完了していないサービスは、お支払いいただくことにより、更新の対象となります。

更新を希望されないサービスが上記サービス内容に残っている場合、お支払い前に会員メニューより解約のお手続きを行ってください。

▼サービスの解約

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206057042>

※ 当月に解約されたサービスがある場合は、請求合計額が変わっている可能性があります。必ず会員メニューをご確認ください。

※ 内訳に記載のご利用期間が過去日になっている場合、後払いサービスです。後払いサービス分は、既に解約手続き済みでも提供終了日までの料金のお支払いが必要です。

※ 毎月払いの料金については月末締めになるよう日割計算を行っております。通常と異なった金額の請求が届いた場合は、利用期間をご確認ください。

※ 弊社でお支払の確認ができるまで1~2営業日ほどかかる場合がございます。月末が土日祝などの休日になる場合は、お早めにお支払ください。お支払期限を過ぎますと、サービスの提供を停止させていただきます。

※ お支払の際に金融機関から発行される控えは領収書となります。弊社では、領収書は発行いたしておりませんので、大切に保管しておいてください。

※ お支払金額に過不足などが生じた場合はメールまたは電話にてご連絡させていただきます。

※ 複数のサービスや独自ドメインをご利用の場合、請求の時期がそれぞれ異なる場合があります。請求ごとのお支払いをお願いいたします。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和5年4月28日 他				
表題と発行部数	令和5年春号ちらし 40,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 28,250部、その他ポスティング、駅立ち				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政報告会について ・ 県政活動 ・ これまでの県議会での動き ・ 会員募集 他 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代 生駒市内	サンケイ 広告	96,332円	@3.41×28,250部 =96,332円	11
※ 50% 充当 合計 96,332円×50%=48,166円					
備考	添付資料：令和5年春号ちらし 請求書				

注 発行した広報紙を添付してください。

〒 630-0201
生駒市小明町556-3

請 求 書

2023年03月31日 締切分 No. 00113337

佐藤みつのり事務所 殿



〒630-8113 奈良市法蓮町559-1
☎ (0742)32-1220(代表)
FAX(0742)32-1230

得意先コード 112051

お振込みは下記の口座をお願いいたします。

<振込先> 南都銀行
ゆうちょ銀行
口座名義 サンケイ広告(株)奈良支社

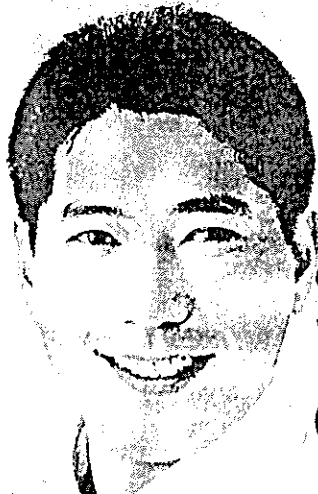
下記の通り御請求申し上げます。尚、当請求書と入れ違いにご入金済の場合はご容赦下さい。

前回御請求額	御入金額	差引繰越額	当月分請求額	合計請求額
0	0	0	96,332	96,332

伝票 No.	年月日	媒体名	件名	種類	数量(スペース)	単価	金額
10105378	23/03/05	チラシ折込	新聞折込	春号	28,250部		87,575
						(小計)	87,575
						(消費税)	8,757
						(合計)	96,332

日本維新の会

奈良県議会議員
[生駒市選出]



初志貫徹

- 経済労働委員会 副委員長
- 観光振興対策特別委員会 委員長
- 議会改革推進会議、議会運営委員会

佐藤

みつのり

奈良維新八策

- | | |
|------------|--------------|
| 1 身を切る改革 | 5 中小・零細企業を応援 |
| 2 徹底した行政改革 | 6 行き届いた福祉政策 |
| 3 統治機構改革 | 7 安心、安全の奈良県 |
| 4 次世代への投資 | 8 脱炭素社会への推進 |

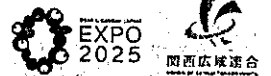
G5GV Mission

【メイン・ミッション⑤】

1. 少子化対策A
(子どもを産み・育てやすい社会へ)
2. 少子化対策B
(補助金行政から無償化行政への転換)
3. 行財政改革の徹底
(無駄なき税金の使い方)
4. 福祉と医療、教育の向上施策
(効果的かつ効率的な運用体制の確立)
5. 経済復興への道筋をつける
(コロナ禍からの脱却と景気回復)

【サブ・ミッションV】

- I. 大阪・関西万博を成功させる
- II. 関西広域連合に全面参加
- III. 防災体制の充実(来るべき震災に備える)
- IV. 環境保全を推進(矛盾する開発はNO!)
- V. 殺処分ゼロ、共生社会づくり



第23回 佐藤みつのり県政報告会

日時：令和5年3月19日(日) 13:30~15:30

場所：芸術会館 美楽来
セミナー室2・3・4
セミナー室1にて展示実施



※中止変更等のお知らせは、HP・SNSをご確認下さい
※車の方はお近くの時間貸し駐車場をご利用ください 生駒市西松ヶ丘2番20号

YouTube

初志貫徹!

ライブ配信



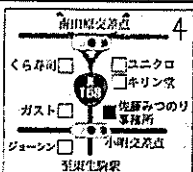
政治を、そして時代を変える!

佐藤の県議会議員事務所及びホームページにて、皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています!

発行：佐藤みつのり事務所
〒630-0201 生駒市小明町556-3

TEL:0743-25-4675 FAX:0743-25-2489

URL:https://mitsunori.sato.com



維新

身を切る改革、実行中。

維新はやる。次の時代を創る。

「有言実行」実現!

議員報酬の10%削減

維新が主導した削減案が可決
削減額は2期で累計2.8億円!

議員定数の削減

選挙区の人口と定数を見直し
議員定数44名から1名削減

期末報酬の定額化

期末報酬増額分は供託し、
被災地に対する寄附を実施

議会改革推進会議

実はIT分野が得意!
県議会のICT化を推進



TOPIC 真の二

感染症対策について

佐藤 光紀 (議員)

「感染症対策について」
議員になって最初の質問が
【感染症対策について】
でした。後のコロナ禍にお
いて、厚生委員会副委員長
としてその任に当たる。
全国に先駆け、医療従事者
の宿泊補助等の提言を行い、
後の宿泊療養につないだ。

平成27年9月県議会

議員になって最初の質問が
【感染症対策について】
でした。後のコロナ禍にお
いて、厚生委員会副委員長
としてその任に当たる。
全国に先駆け、医療従事者
の宿泊補助等の提言を行い、
後の宿泊療養につないだ。

日頃からの発信を!

-選挙の時だけではない政治活動を-

大阪維新から学んだ政治スタイルを実践

議員一人ひとりの地道な活動!

定期的な報告会の実施

これまで22回の報告会を実施!

情報発信力 NO.1!

ルーティン化された駅立ち、街宣活動等を実施
チラシの発行は累計で100万枚超
SNSやHP 自作動画による発信も行っています。



日本維新の会



議会・委員会質疑 TOPクラス

独自調査や住民目線、
未来を見据えた質疑。
必要なのは先ず情熱!

地域密着事務所の継続 (SINCE 2015~)

1期目より地域の相談や
要望を受け、支えられ、
約8年開設し続けています。
日頃からの政治活動を実践



提言をより実践

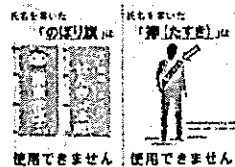
不正受給について【生活保護・給付金】

※佐藤の指摘・提言により
県が実態調査に乗り出し、体制が強化された。
⇒必要な方に、必要な支援を!



公職選挙法見直しの提言

国に対しての意見書を草案し、
奈良県議会として決議される。
次いで法の解釈について、議会質問。
県選挙管理委員会の方針が示された。



県議会での副産物

-聞いているだけの質問ではなく、実りのある成果を-

(仮称) 中町道の駅について

※佐藤からの提言により緊急自然災害防止対策事業債
を使用した全国初の防災道の駅として竣工予定。
⇒防災機能・道の駅の機能向上など提案を実施中!

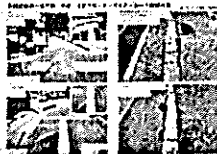
舗装維持管理について

※県に「舗装維持管理計画」の策定を
強く求めている。しかし、損耗が目立
つ交差点や横断歩道等は待たなし!
自身が市内を巡回し、適切な処置がさ
れるように現在も協議を重ねている。



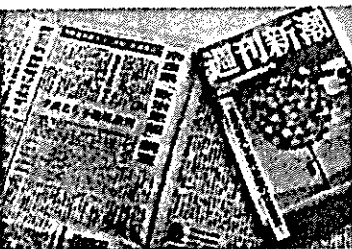
奈良県の歩道整備について

※仕様が混在・混迷している歩道仕様、
維持管理が難しい視覚障害者誘導用ブ
ロック等の問題を指摘。県側でも無駄
のない仕様とする見解を示している。



「2019年奈良県内における政治意識調査」について

※不適切な調査として週刊誌でも取り上げられ注目される。
県行政の暴走を佐藤が指摘! 吉村府知事もコメントする。
多くの学識者からも不適切とされた政治意識調査は中止。
⇒ここでいう不適切とは、税金を使ってやる事が、という意味です。



取材本文 (大阪府知事) @ 2019/10/29
「大阪府知事、(大阪府知事) ...」
佐藤光紀 (議員) @ 2019/10/29
「(大阪府知事) ...」

犬猫へのマイクロチップ装着義務化について

※殺処分0を目指す議員連盟を提言し設立された。
(現在、佐藤は副会長を務めています)

奈良県の農業産出額について

※奈良県の農業産出額は全国45位!
報道されない、行政が隠す問題を提起!
食の安全は生産体制からの見直しを。

- ①奈良県のバス観光戦略について
- ②観光地の交通戦略について
- ③パークアンドライドなどを活用
した観光振興について

※奈良県バスターミナルが開設された
当初より専門家として数々の問題を提起。
新聞社からも取材を受けて記事となった。



観光(バス)戦略が不発となると、実は路線バスにもしわ寄せがきます。
今後はクロスセクター効果を含め、公共交通機関の在り方改革が必要!

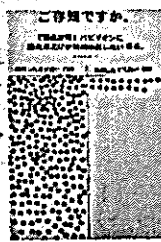
TOPIC 真の三

奈良県だけが関西万博に個別出展しない問題。

佐藤は県議会でもいち早く、問題を提起する。
現在、維新会派が中心となり、この問題に
取組んでおりますが、奈良県政どこを向く。

年初頭に駅前アンケートを行った結果 ⇒

- 個別出展すべき。
- 個別出展すべきでない。
- 判断がつかない。



令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 生駒市小明町 556-3 コーポもりおか 102号・202号 電話 0743-25-4675 延べ床面積 39.25 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森岡健) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 9 時間 (a) うち政務活動使用時間 4.5 時間 (b) (b) / (a) = 4.5 / 9 → 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 時間按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

店替用

名称: コーポもりおか 102号店舗

借主: 佐藤 光紀 殿

契約日: 平成 27年 2月 1日

貸借契約書

貸主 森岡 健 (以下、甲という) と

借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用途：政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 64,800 円也 (内、4,800 円・消費税 8%) とし、毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄とし、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

乙は本契約の保証金として、金 600,000 円 也を甲へ預託する。

但し、乙は保証金をもって賃料その他等甲に対する支払いに充当することは出来ない。尚、保証金には利息をつけず、又担保、質入することはできない。

【第4条】

本契約期間を、平成 27 年 2 月 1 日より平成 29 年 1 月 31 日迄の 2 年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたるも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数的変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であつても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料等の値上げ等あつたときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもつて行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ①この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発生する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ②甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ①乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時、延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ②乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤その他この契約に違背する行為があつたとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ①震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ②甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被つた一切の損害及び、それに付随する弁償問題。
- ④甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事を甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を遵守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合は、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

火災の場合、甲は至急建物修復に努力するも、乙は、類焼を理由に賃料・共益費・付加使用料等の減額、又は免除を申し出ることは出来ない。尚、乙が、類焼を理由に明け渡しを希望し、保証金の返還を求めた時は、10ヶ月以内の猶予期間をおき、第22条の規定により返金する

【第21条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義替換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第22条】

乙が本物件を甲に返還する場合は造作、設備、什器備品、看板等の処分に関し甲の指示通りに行ったときに限り、甲は保証金600,000円より、300,000円を引き（未収金、未清算金がある場合はこの金額を差し引き）300,000円を明渡日より3ヶ月以内に返還するものとする。

【第23条】

乙の甲に対する交渉は当事者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第24条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸堂等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第25条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第26条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び修繕料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した未尾記帳の鍵、本契約書を返却する。

【第27条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第28条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

①自ら、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が反社会的勢力ではないこと。

③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に貸借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。

⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。

⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。

⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第29条】

借主の連帯保証人 [REDACTED] は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産したとき借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第30条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第31条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第32条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

- ①本物件は、契約締結時の現状有姿（スケルトン）にて賃貸借するものとする。
- ②1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
- ③乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
- ④犬、猫等の動物類は飼わないこと。
- ⑤法令の施行により消費税に増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。
- ⑥本物件は平成27年2月から4月迄の期間だけ賃貸借するものとするが、乙が継続して賃借することを申し出た場合、甲はそれに応じるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し各自記名捺印の上1通を保有する。

賃貸条件

賃料	月額 64,800円 (内 4,800円8%税)
共益費	賃料を含む
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費
合計	月額 64,800円也 (内 4,800円8%税)

保証金	600,000円
解約引	300,000円

【物件の表示】

*所在地： 奈良県生駒市小町556-3
 *建物名称： コーポもりおか 102号店舗
 *建物構造： 鉄骨ALC造 3階建の1階部分
 *専有面積： 19㎡ (約5.5坪)

平成 年 月 日

【貸主】 住所 奈良県生駒市小町560-3

氏名 森岡 健

TEL

【借主】 住所

氏名 佐藤 光紀

TEL

【連帯保証人】 住所

氏名

TEL

【仲介人】 商号

所在地

【取引担当者】 氏名

鍵NO

合計 1本

受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

賃借人

佐藤 光紀

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	
口座名義	森岡 健 (モリオカ タケシ)

建物賃貸借契約書

簿冊

名 簿 第 一 本 第 一 冊 第 一 頁

借 主 佐 藤 光 記 敷

契 約 日 合 和 元 年 5 月 1 日

貸借契約書

貸主 森岡健 (以下、甲という) と

借主 佐藤光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用途：政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、この契約を放棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 32,400 円也 (内、2,400 円・消費税 8%) とし、毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄とし、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

本物件は、平成 27 年 2 月 1 日付にて、建物賃貸借契約を締結して今日に至るが、この度、借主の使用目的に変更が発生した為、貸主の承諾のもと新たに契約締結するものとする。尚、内装設備等は何ら触らず現状のままに使用する為、新たな礼金、敷金等は発生しないものとする。

【第4条】

本契約期間を、令和元年 5 月 1 日より令和 3 年 4 月 30 日迄の 2 年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたも、本契約締結日以後、地価の変動、土地建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に關して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に關する甲の請求に、乙はこれに應じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることができる。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもつて行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

- 乙は次に掲げる行為をしてはならない。
- ① この建物内に汚物、爆発物、悪臭を發する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
 - ② 甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに關する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
 - ③ 本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に變更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
 - ④ 本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
 - ⑤ 風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に入出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ① 乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時、延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ② 乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③ 乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④ 無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤ その他この契約に違背する行為があつたとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ① 震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。

- ② 甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に關連して発生した一切の事故による損害。
- ③ 理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被つた一切の損害及び、それに付属する弁償問題。
- ④ 甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合は、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払ひ中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならぬ。尚、乙が甲の建物経営に関し借用、名譽を構つた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合は、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならぬ。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第21条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに頼する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第22条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸等使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第23条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第24条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならぬ。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した未尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第25条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第26条】

- 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

- ④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。
⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。
⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。
⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。
⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第27条】

借主の連帯保証人 [REDACTED] は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産、住所変更電話先の変更等したときは、借主は即刻貸主に通知しなければならぬ。

【第28条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第29条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第30条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

- ①本物件は、契約締結時の現状有姿にて賃貸借するものとする。
②1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
③乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
④犬、猫等の動物類は飼わないこと。
⑤法令の施行により消費税に増徴があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

賃貸条件

令和元年5月1日

賃料	月額 32,400円 (内 2,400円8%税)	なし
共益費	賃料を含む	
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費	
合計	月額 32,400円也 (内 4,800円8%税)	

礼金	なし
敷金	なし

【物件の表示】

- *所在地: 奈良県生駒市小町556-3
- *建物名称: 二一ボりおか 202号
- *建物構造: 鉄骨ALC造 3階建の2階部分
- *専有面積: 20.25㎡

【貸主】 住所 奈良県生駒市小町560-3
氏名 森岡 健

借主 佐藤 光紀
TEL [REDACTED]

【借主】 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	[REDACTED]
口座名義	森岡 健 (モリオカ タケシ)

【連帯保証人】

住所 氏名 TEL [REDACTED]

【立会人】

住所 氏名 TEL [REDACTED]

【宅建取引士】

【ご入店に関するご案内】

ご入店に際しまして、下記の要項をご案内申し上げます。

◆電 気

ご使用を開始されるときにブレーカーを上げて下さい。
関西電力にお客様番号と使用開始の旨をお知らせ下さい。
※連絡先 関西電力奈良営業所

TEL 0800(777)8052

◆上下水道

貸主にて毎月の検針請求になります。
家賃の口座へ振り込みをお願いします。
※連絡先 貸主 森 岡

TEL 0743-73-2288

◆ガ ス

本物件のガスは（都市ガス）です。
お客様立会のもとに、業者が開栓を致します。
ご希望の日時を前もって御連絡下さい。

※連絡先 大阪ガス阪奈ガスセンター

TEL 0743(74)2000

◆ゴ ミ

※事業者のゴミは生駒市では収集されませんので、
民間のゴミ収集処理業者へご相談下さい。

尚、事業者の方は、生駒市指定の袋でないとは、収集され
ません。

参考 生駒市衛生社 TEL 0743-79-9031
株式会社 NANBU TEL 0743-75-5383

NO.5

ニシグチ第1モータープール No.2 → No.5

駐車場賃貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号

口座名義：駐車場専用 イコムビルサービス株式会社
(イコムビルサービスのイコムビル)

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と

佐藤光紀 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設

(以下駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール

* 所在地: 生駒市小町546番地5

* 駐車場区画: 第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号: 無指定

* 車名: _____

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月15日から2018年10月14日迄の1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ぬ。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならぬ。

【第5条】質料

- (1) 質料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の質料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納質料は返却しない。
- (4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損傷を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならぬ。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

*本契約区画は2017年11月1日付にてNo. 2からNo. 5に区画変更するものとする。

2017年10月14日

【賃貸人】

(甲)住所：生駒市小町794番地

氏名：株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町876番地

氏名：イコマ・ビルサービズ株式会社

代表取締役 仲楚 幸治

TEL：(0743)75-2885(代)

【賃借人】

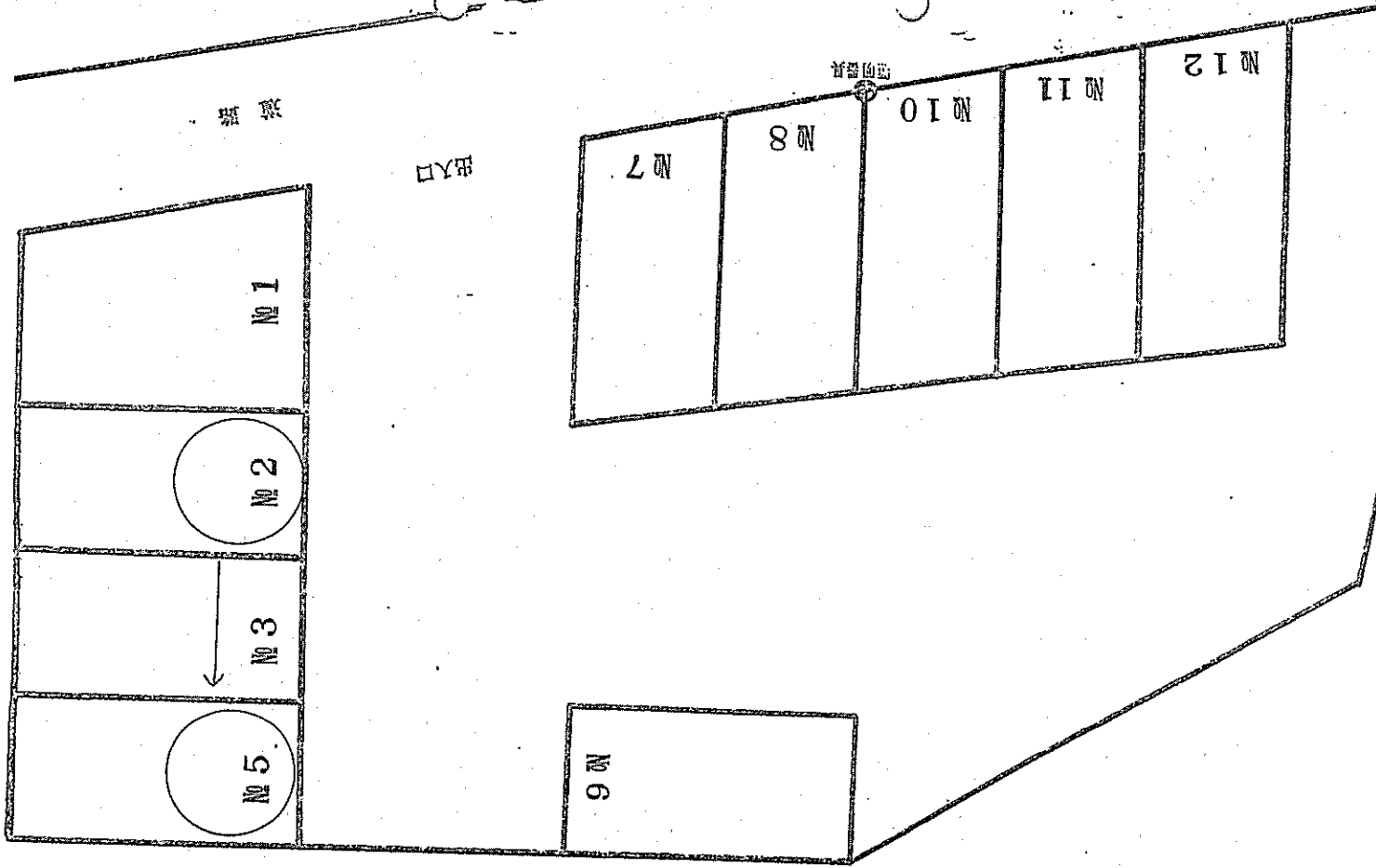
(乙)住所：

氏名：

佐藤 光紀

TEL：

0743-25-4675



ニシグチ第1ビルターナル



NO-6

ニシダチ第1モータープール No. 6

駐車場貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコムビルサービス株式会社
(イコムビル サービス)

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と

佐藤 光 紀 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設

(以下駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール

* 所在地: 生駒市小町5 4 6番地5

* 駐車場区画: 第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号: 無 指 定

* 車 名: _____

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年11月1日から2018年10月31日迄の1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の金額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、貸借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 貸借契約の締結、更新、解約事項

2017年10月14日

【貸借人】

(甲)住所：生駒市小町794番地

氏名：株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町876番地

氏名：イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲楚 幸治

TEL：(0743)75-2885(代)

【賃借人】

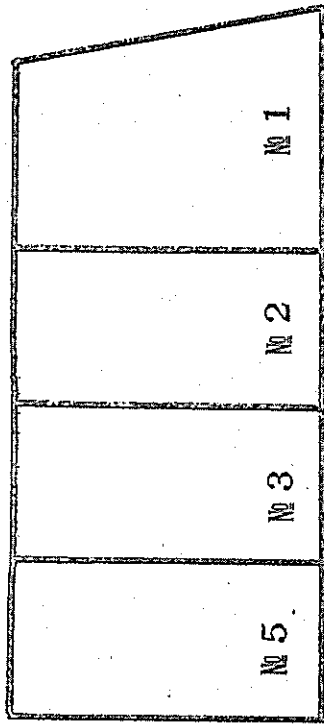
(乙)住所：

氏名：

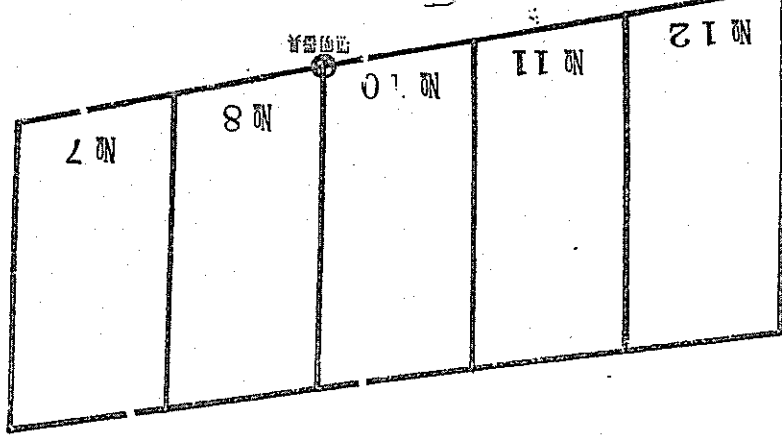
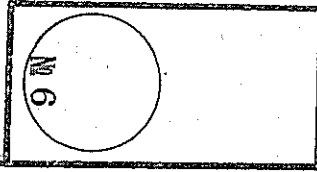
佐藤 光紀

TEL：0743-25-4675

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



出入口



イコマ第一ターミナル

覚 書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加するこ
とに合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

記

【特約条項】

* 駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 2
[変更後区画] No. 10

2017年10月10日

〈 甲 〉 住 所：生駒市小明町794番地
氏 名：株式会社 ニシグチ
代表取締役 西 口 豊

〈上記代理人兼管理者〉 住 所：生駒市谷田町876
氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治

〈 乙 〉 住 所：[REDACTED]
氏 名：佐藤 光紀 [REDACTED]

【駐車場の表示】

所 在：生駒市小明町546番地5
名 称：ニシグチ第1モータープール

以 上

(以下乙とい
次の通り契約を

賃貸し、乙はこ

更新することが出

の目的に使用し

あらかじめ甲

13/日迄の1
回時は、契約

せん。

駐車場賃借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤 光紀 (以下乙という)との間に下記駐車場施設(以下駐車場という)の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール

* 所在地: 生駒市小町546番地の5

* 駐車場区画: 第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号: _____

* 車名: 無指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成 27 年 2 月 / 日から平成 28 年 / 月 3 / 日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

(1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。

(2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対す一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。

(3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。

(4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

(1) 質料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。

(2) 前項の質料が、将来土地に対する公租課税の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。

(3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納質料は返却しない。新規契約の場合の質料は、日割り計算とする。

(4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

(1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。

(2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。

(3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

(1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。

(2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来な

いものとする。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求すること出来る。

【第9条】その他

(1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。

(2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。

(3) 乙は、甲が駐車場内の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めさせた指示に従わなければならない。

(4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。

(5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

27.1.29 平成 年 月 日

賃 貸 人 住 所：生駒市小町794番地

氏 名：株式会社ニシグチ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者
住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサービズ株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 裕

TEL：(0743) 75-2885 (代)

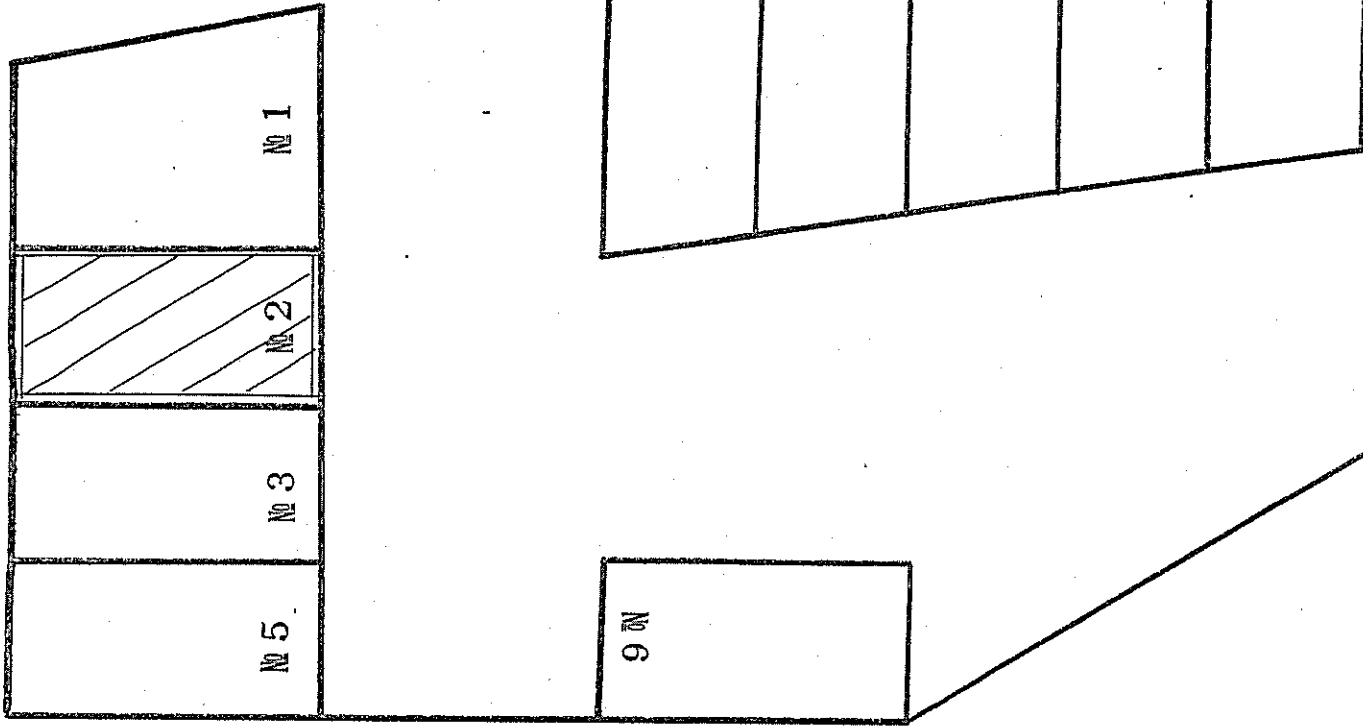
賃 借 人 住 所：

氏 名：

佐藤 光紀

TEL：
携 帯：

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ第1モータープール



No. 11

ニシダチ第1モータープール No.6 → No.11.

駐車場賃貸借契約書

覚 書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

記

【特約条項】

* 駐車区画は、2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 6
[変更後区画] No. 11

2017年10月10日

〈 甲 〉 住 所：生駒市小明町794番地
氏 名：株式会社 ニシグチ
代表取締役 西 口 豊

〈 上記代理人兼管理者 〉 住 所：生駒市谷田町876
氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 替 幸 治



〈 乙 〉 住 所：[Redacted]
氏 名：[Redacted] 佐藤 光紀

【駐車場の表示】

所 在：生駒市小明町546番地5
名 称：ニシグチ第1モータープール

以 上

生駒市埋蔵文化財

ません。

2日迄の
時は、契約

あらかじめ

目的に使用

することが

賃貸し、乙は

駐車場施設(以
上1通を保有

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と

佐藤 光紀 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設(以下駐車場という)の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール

* 所在地: 生駒市小町5 4 6 番地 5

* 駐車場区画: 第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号: 無指定

* 車名: _____

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月 3日から2018年10月 2日迄の1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に金額を返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならぬ。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた日より駐車出来なないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生させる損害額の全額を直ちに賠償しなければならぬ。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

平成 29 年 10 月 2 日

【賃 貸 人】

(甲) 住 所： 生駒市小明町794番地
 氏 名： 株式会社 ニシグチ
 代表取締役 西 口 豊

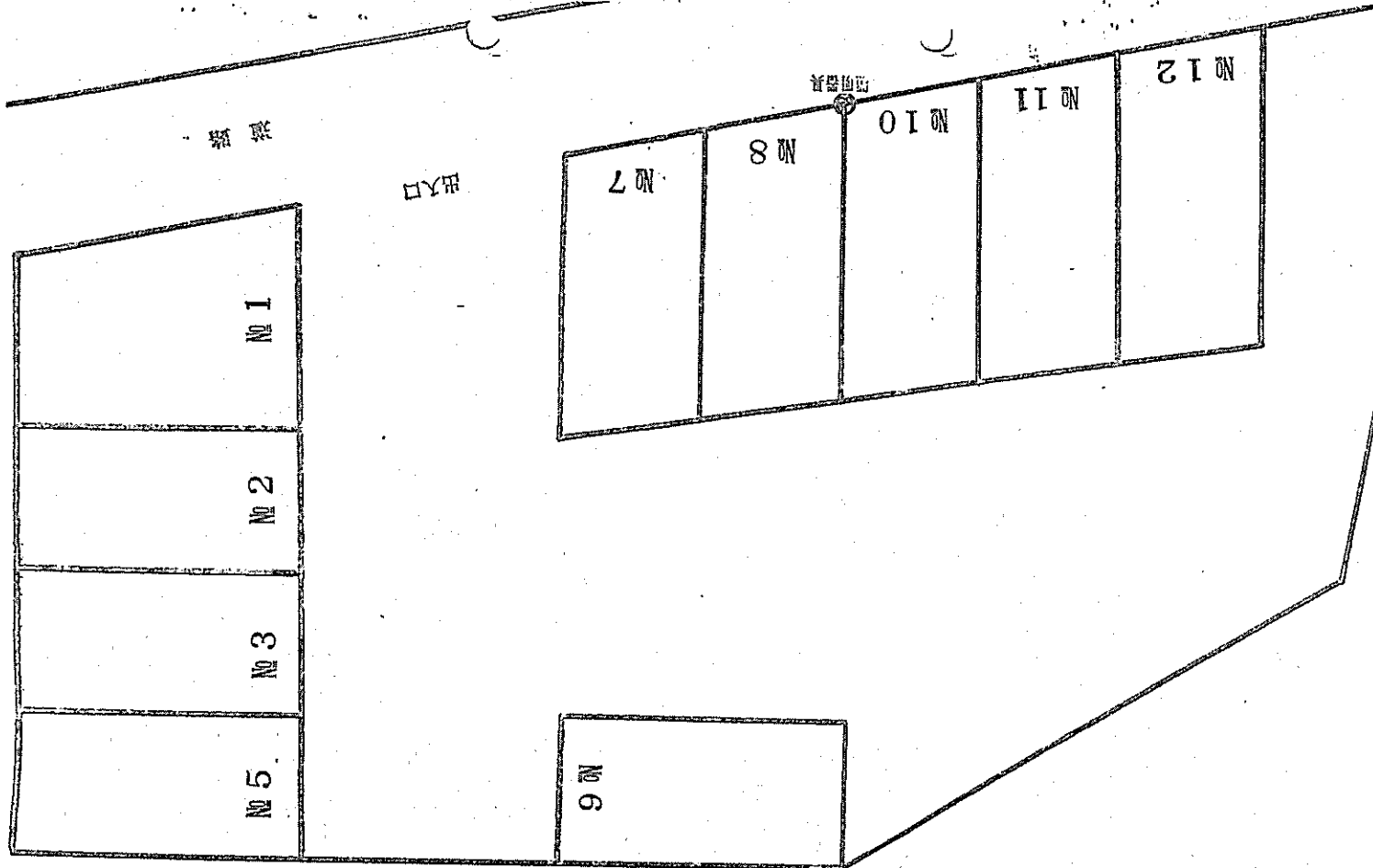
【上記代理人兼管理者】

住 所： 生駒市谷田町876番地
 氏 名： イコマ・ビルサービス株式会社
 代表取締役 仲 埜 幸 治
 TEL : (0743) 75-2885(代)

【賃 借 人】
(乙) 住 所：

氏 名： 佐藤 光紀
 TEL：

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ第1号ターナル

駐車場賃貸借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤 光紀 (以下乙という)との間に下記駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名称: ニシグチ第1モータープール

* 所在地: 生駒市小阴町546番地の5

* 駐車場区画: 第12号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号: _____

* 車名: 無指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成27年1月26日から平成28年1月25日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対す一切の債務を精算した時は、保証金の金額を甲は乙に返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならぬ。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料はこの負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。
本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来なないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めさせた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

平成 27. 1. 26 日

賃 貸 人 (甲) 住 所：生駒市小町794番地

氏 名：株式会社ニシグチ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者

住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサービズ株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL：(0743) 75-2885 (代)

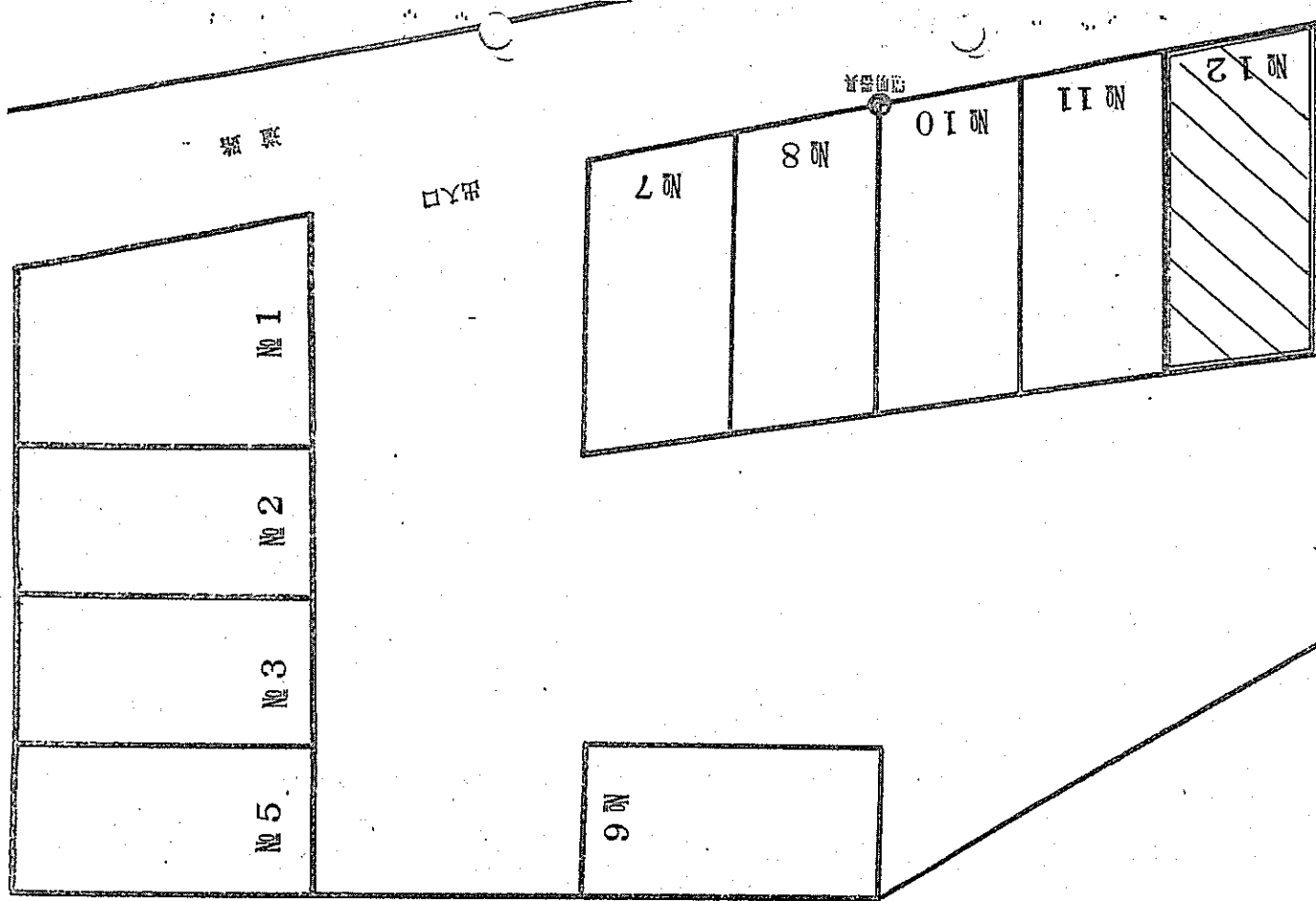
賃 借 人 (乙) 住 所：

氏 名：

佐藤光紀

TEL：
携 帯：-

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ第1モータープール






令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和5年 4月 1日～ 令和6年 3月 31日	
④職務内容	政務活動関連スタッフ	
⑤給料(賃金)	185,000 円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳 <input type="checkbox"/>租税関係書類 <input type="checkbox"/>社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日	
氏名			
現住所			電話 

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
雇用形態	<u>正規職員</u> パートタイム 派遣職員 その他 ()
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動
就業時間 (休憩時間)	9 : 00 ~ 18 : 00
休日	<u>水</u> ・土 <u>日</u> ・ <u>祝日</u> ・ <u>年末及び年始</u> ・ <u>お盆</u> ・その他
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()
賃金	<p>基本賃金 月給 149,000 円 日給 円 時間給 円</p> <p>諸手当 通勤手当 円 固定残業手当 36,000 円 (固定残業 30 時間含む) 手当 円</p> <p>賃金締切日 (毎月 20 日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険)</p> <p>昇給 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他

契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 5 年 4 月 1 日

雇用者 佐藤光紀

被雇用者 

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日
				2023/4/1

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	18														18
労働時間数	152														152
時間外労働															0
休日労働															0
深夜労働															0
基本給	149,000														149,000
固定残業	36,000														36,000
時間外手当	0														0
通勤手当(課税)	0														0
通勤手当(非課税)	0														0
課税合計	185,000														185,000
非課税合計	0														0
総支給額	185,000														185,000
健康保険料	0														0
介護保険料	0														0
厚生年金保険料	0														0
雇用保険保険料	1,110														1,110
社会保険料合計	1,110														1,110
課税対象額	183,890														183,890
所得税	4,200														4,200
市県民税															0
年末調整還付金															0
控除額合計	5,310														5,310
差引支給額	179,690														179,690
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和5年 4月 1日～ 令和6年 3月 31日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料(賃金)	950 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和5年 4月1日から 令和6年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input checked="" type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 () <input type="radio"/>		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 休憩1時間		
休日	<input checked="" type="radio"/> 水 <input checked="" type="radio"/> 土 <input checked="" type="radio"/> 日 <input checked="" type="radio"/> 祝日 <input checked="" type="radio"/> 年末及び年始 <input checked="" type="radio"/> お盆 <input type="radio"/> その他		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 () <input type="checkbox"/>		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 950円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和5年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">雇用者 被雇用者</div> <div style="text-align: center;">佐藤光紀 [Redacted]</div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2023/4/1
-------	----	------	----	-------	----------

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	15														15
労働時間数	118.5														118.5
時間外労働															0
休日労働															0
深夜労働															0
基本給	112,575														112,575
時間外手当	0														0
通勤手当(課税)	0														0
通勤手当(非課税)	0														0
課税合計	112,575														112,575
非課税合計	0														0
総支給額	112,575														112,575
健康保険料	0														0
介護保険料	0														0
厚生年金保険料	0														0
雇用保険保険料	675														675
社会保険料合計	675														675
課税対象額	111,900														111,900
所得税	1,340														1,340
市県民税	0														0
年末調整還付金															0
控除額合計	2,015														2,015
差引支給額	110,560														110,560
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。


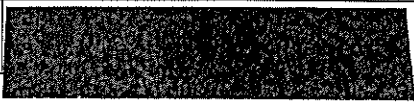





令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和5年 4月 1日～ 令和5年 9月 30日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	896円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日	
氏名			
現住所		電話	
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和5年 4月1日から 令和5年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <input checked="" type="radio"/> 他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 896円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和5年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 佐藤光紀 </div> <div style="text-align: center;"> 被雇用者  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2023/4/1
-------	----	------	----	-------	----------

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	10														10
労働時間数	50.5														50.5
時間外労働															0
休日労働															0
深夜労働															0
基本給	45,248														45,248
時間外手当	0														0
通勤手当(課税)	0														0
通勤手当(非課税)	0														0
課税合計	0														0
非課税合計	45,248														45,248
総支給額	45,248														45,248
健康保険料	45,248														45,248
介護保険料	0														0
厚生年金保険料	0														0
雇用保険保険料	0														0
社会保険料合計	0														0
課税対象額	0														0
所得税	0														0
市町村民税	0														0
控除額合計	0														0
差引支給額	45,248														45,248
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。